

2014年度事業計画

1 部落問題・人権問題に関する各種の調査研究

一 研究活動の方針

(1) 戦後民主主義の危機と研究所の課題

研究所の課題を明確化するため、日本および世界の情勢、社会が直面している課題を念頭に置く必要がある。

安倍内閣が改憲へ向けて反動的暴走を続け、日本の平和と民主主義が危機に直面するなかで、さまざまな国民的抵抗が広がり、日本国憲法の世界史的意義が再確認され、憲法を生かそうとする国民的エネルギーの大きさが実証されつつある。

日本は現在、経済のグローバル化と対米従属のもとで、「新自由主義改革」が「社会」を破壊し、貧困・格差が拡大し、生活不安が増大するいっぽう、競争万能主義や管理主義が蔓延し、集団的自衛権問題などにより平和と民主主義が根底から脅かされている。そのなかで国民諸階層のあいだでさまざまな運動が広がり、国民の政治転換の期待、模索の動きも起こっている。

部落問題研究所は、これまで部落問題の解決と日本社会の民主主義的発展に寄与することをめざし、複数の学問領域に跨る独自の研究活動と普及活動を展開して、日本の研究組織のなかで他に例を見ない成果をあげてきた。現在、部落問題は基本的に解決段階に達しているが、「新自由主義」のもとで貧困・格差が拡大し、深刻な社会問題が起こっている。グローバル資本主義のもとで人間的社会の維持・再生のための運動や模索も広がるなかで、社会の民主主義的発展に寄与するため、人権、地域、これを包含する社会の問題を根本的に捉える方法と具体的研究を発展させることが研究所の課題となっている。

(2) 世界史の激動と日本

世界史の激動が続いている。超大国アメリカの国際的地位の低下と新興国・途上国の国際的地位の上昇が世界史の流れとなっている。しかし、「新自由主義」に対する国際的規制が課題となっており、ロシアのクリミア併合など覇権主義の新たな逆流もあらわれていることに注目しなければならない。

アメリカのオバマ政権は、アメリカの国際的地位が低下するなかで、深刻な財政難から軍事費削減を余儀なくされているが、アジア・太平洋地域を重視した米軍の戦略的再配置を進めるいっぽう、米中協力関係を強めつつ、東アジアでは中国と周辺国の対立も利用しながらアメリカのヘゲモニーを維持・強化しようとしている。これに対し、安倍政権は、領土問題や歴史問題で日中・日韓の排他的ナショナリズムをあおりつつ、憲法第9条の破棄と「日米同盟」強化をめざしているが、その戦後国際秩序を否定する歴史認識に対して中韓両国はもちろん、アメリカ国内でも批判が起こっている。中国は、第2の経済大国となり軍備増強も進めているが、国内では貧富の格差の拡大、

環境問題の悪化、少数民族の権利や言論・思想の自由の侵害が問題となっている。

他方、平和の地域共同体形成の努力と模索が続いている。東南アジア地域では、東南アジア諸国連合（ASEAN）の平和的地域共同体への努力が重ねられ、ラテンアメリカでは、2013年1月に中南米カリブ海諸国共同体（CELAC）第一回首脳会議が開かれた。日本では、沖縄の仲井真知事が日米両政府の普天間基地の辺野古移設方針に屈し、容認に転じたが、2014年1月の名護市長選では移設に反対する稲嶺市長が圧勝し、沖縄県民のたたかいに対する国際的な支援も起こっている。

（3）日本社会の現状

安倍政権は、2013年7月参議院選挙での自民党圧勝で国会に絶対多数を確保し、国家安全保障会議法、秘密保護法を成立させ、武器輸出を解禁し、立憲主義を無視して集団的自衛権容認の閣議決定をめざすなど、「海外で戦争できる国」づくりを加速させている。安倍政権はまた、「いじめ」対策などを口実にした教育委員会制度の改悪、「ガバナンス改革」なる大学の管理統制の強化、近隣諸国条項を骨抜きにする教科書検定制度の改悪など、反動的教育改革を進めている。NHKなどのマスメディアを政府の世論操作の手段にしようとしていることに注意しなければならない。こうした安倍政権の改悪・軍事大国化・教育反動化の政策に対し、さまざまな批判や反対が広がり、憲法を生かそうとする国民的エネルギーの大きさが実証されつつある。今後の情勢は予断を許さないが、時代閉塞状況の反動的打開の旗手として台頭し、安倍政権の政策を先取りしてきた橋下・大阪維新の会が大阪でも支持を失い、破綻しつつあることが注目される。

日本経済は、内需の停滞と生産拠点の海外移転が続き、リーマンショック以来の長期停滞が続いている。アベノミクスによる「プラス成長」でも国民経済の実態はよくなり、四月からの8パーセントへの消費税増税が消費を冷え込ませて内需の停滞が強まる可能性が大きい。安倍政権は、「世界で最も企業が活動しやすい国」をめざすいっぽう、消費税増税、医療費窓口負担増、介護保険料増などで勤労者に増税・給付削減を強い、多くの中小企業を倒産・廃業の危機にさらしている。また、TPP参加による農林漁業の衰退や地域経済の崩壊、労働法制改悪による非正規雇用の増大やブラック企業の拡大などが、国民生活を脅かしている。2011年の「3・11」大震災・原発事故から3年あまりが経過したが、多くの被災者が先の見通しの立たない状態におかれ、福島では人口の流出が続いている。政府は原発再稼働・原発輸出政策を進めているが、国民世論との矛盾は深刻である。

以上のような政府の反動政策や深刻な社会問題の発生、地域や社会の崩壊に対して、国民的な批判や運動が広がり、多様なレベルの市民や勤労者の自発的意思表明や行動がなされ、地域の維持・再生や職場の民主的変革の新しい活動も起こっている。世界的視野をもった平和と国際友好の努力もみられる。そうした点に現在の情勢の一つの特徴がある。

そのなかで、社会的、人間的連帯の維持・再生の場としての「地域」が一つの焦点となっている。東日本大震災・原発被災地の復興、再生の活動などはそのことをよく示している。

（4）研究の課題

以上のような今日の情勢のもとで、研究所は日本社会の民主主義的發展に寄与するため、人権、地域、これを包含する社会の問題について多面的に研究を發展させることが大きな課題となっている。

そのため「歴史」「現代部落問題・人権」「人権と教育」「文芸」の各分野ごとに研究会を組織し、これまでの研究成果をふまえつつ、各分野の研究課題を明確化して共同研究を進めなければならない。

二 各分野ごとの課題

(1) 部落問題の歴史的研究 (主任研究員 塚田孝・竹永三男)

地域における人権・民主主義をめぐる状況や運動の今日的展開を踏まえながら、前年度までの方針を基本的に継承して研究を進める。具体的には、近代日本における地域社会の構造的変貌と民衆運動の多様な展開を、その相互関係を重視して総合的・長期的・実証的にとらえることを目的とする科研費「近代日本における地域社会の変貌と民衆運動に関する総合的研究」を中心に、

1. 史料に即した通時代的な身分や部落問題などに関する歴史研究と社会運動史研究の成果を受け継ぎ、近代日本の地域社会の変貌と民衆運動を総合的に研究する。
2. 地域の社会諸関係における前近代からの連続性と断絶性に留意し、近世から現代までを射程に入れて共同研究を推進する。

これらの研究を、前近代、近現代それぞれで取り組みを進める。

- 1) 前近代では、引き続き、身分的周縁研究と「賤民」身分史研究を旺盛に進める。それらを地域社会の構造とその展開との関連において、また、身分(制)社会全体の構造のなかで考える。また、国際的視野での比較史的研究も推進する。
- 2) 近現代では、引き続き、近現代日本の人権と民主主義の歴史的展開とその特質を明らかにすることを軸に地域史の再構成をめざす。身分遺制の問題だけでなく、ハンセン病問題や「行き倒れ」など近現代日本の人権問題とそれに関連する社会運動などの諸問題を歴史学として解明する研究に取り組む。

なお、採択が内定した新たな科研費研究「戦後教員組合運動の地域社会史的研究—大教組所蔵文書の史料論的検討を通じて」(研究代表者・坂井田徹、基盤研究(C)2014~16年度)とも有機的に連動して、研究を推進する。

以上の研究を進めるため、歴史研究会を計画的に開催するとともに、合同研究会開催など他の学会との研究面での協力関係も強め、その成果を『部落問題研究』誌及び第52回部落問題研究者全国集会などに反映させる。

(2) 現代部落問題論・人権論の研究 (主任研究員 奥山峰夫)

ますますの「行政改革」路線のもとで、憲法の平和的生存権を基礎とした諸権利が危機に直面している。社会権(生存権、教育を受ける権利、労働権)もますます縮減、空洞化する傾向が著しい。地方自治体レベルでも、地方「行革」で教育、文化、福祉、医療など削減する一方、「人権行政」の名で事実上一定の同和特別対策を延命させるとともに、人権を単に個人(私人)相互間の意識の問題として「人権啓発」に集約する傾向も見られる。また、社会科学的用語を用いて「部落差別」が「隠然として、根強く存在する」という議

論もみられる。このような状況をふまえ、以下の点を中心に研究をすすめる。

- 1) 特別法にもとづく同和行政の成立と実施過程を今日的観点から再検討する。それがそもそもどのような問題点を内包していたかを原理的に究明することが必要である。その中で、実態調査資料の存在する一定の地域をとりあげ、その後の変化と今日の地域の課題を探りたい。
- 2) 戦後数多く実施された部落の現状調査を分析・検討し、現状調査がどの時期に、何を明らかにしてきたかを検討し、現状調査の背景にある課題意識、その成果を批判的に検討する。部落問題の事実、実体をはなれて、「部落差別」が根強く存在しているという議論について批判を行なう。
- 3) 2000年の人権教育啓発推進法以降「人権行政の推進」「人権文化のまちづくり」のためなどとして、「人権問題意識調査」がいくつもの地方自治体によって実施されている。これらが今日の地域社会に生きる人々の直面する人権課題を鮮明にするものとはなりえず、「推進法」に規定されて人権を人々の意識の問題に矮小化する傾向が見られる。これを批判的に検討する。
- 4) 新たな人権侵害救済機関のあり方が、問題になっている。2003年に廃案となった「人権擁護法案」、その枠組みを引き継いだ人権委員会設置法案などについて批判的検討を行なう。あわせて、現行の人権擁護制度の役割と問題点（限界）を検討する。これらを通して、そもそも人権擁護、人権侵害を救済するとはどういうことなのか原理的に考えたい。

(3) 人権と教育に関する理論的・実証的研究（主任研究員 梅田修）

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表する（2008年3月）とともに、小学校・中学校・高校を対象にした「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表した一第一次（2009年10月）、第二次（2013年10月）。これらを契機にして、人権教育の指導方法が人権教育施策として具体化される状況がすすんでいる。これと軌を一にして、安倍政権による「教育改革」が強引に推進されてきている。こうした状況をふまえ、次の研究課題を設定する。

- 1) 子どもの人権と教育実践の研究をすすめる。
国・自治体の人権教育施策を批判的に検討するとともに、学校における子どもの人権と教育実践に関する研究を積極的にすすめる。
- 2) 人権を国民相互間の問題に矮小化し、もっぱら国民の意識を問題にする「人権啓発」を批判し、地域における自主的な人権学習のあり方を検討する
- 3) 教育委員会制度の改悪、「道徳」の教科化、教科書の「国定」化など、安倍政権の強引な「教育改革」を批判的に検討する。
- 4) 科学研究費研究「人権教育における教育実践の構造に関する実証的研究」（研究代表者・梅田修、基盤研究（C）2014～2016年度）にもとづく研究を推進する。

(4) 人権に関わる文芸の研究（主任研究員 秦 重雄）

文芸研究会は、発足の当初より、「部落問題の解決に資する」ことを念頭に置いて、部

落問題文芸作品研究の考察を進めてきた。今日、部落問題の解決段階を迎えるにあたり、積年の実績に立って、「部落問題は今なお根深い」言説の打破、差別克服にあたっての文芸・芸術作品の積極的役割の解明などに着目して、問題点を総合的・科学的に究明してゆく。

とりわけ、戦後高度成長時代の国民意識民主化の進展、人権意識の成熟という道程の中に、史的動向としての文化現象を位置づけ、捉えなおす作業が重要であろう。哲学・思想分野との関連性を視野に入れた研究を継続してゆく。なお、研究の指針は、従来通り、次の四点とする。

- 1) 文芸作品の中で扱われた部落差別にかかわる問題を、それを取り巻く歴史的社会的条件の中で読み解いてゆく。
- 2) 文芸作品の中で扱われた部落問題以外の人権上の諸問題を、部落問題を視野に入れた歴史的社会的観点から読み解いてゆく。
- 3) 文芸作品の中に現れた人権にかかわる諸矛盾を、今日的人権状況との関連性を通して捉えなおし、人権認識向上に資する読み方を提起してゆく。
- 4) 以上のような研究活動を通して、作品の発掘・見直し・再評価にも積極的に取り組む。『部落問題研究』などの誌上で読書界に提供してゆく。

部落問題研究者全国集会においては、今日の人権状況に鑑み、2012年度から「思想・文化」分科会と改編した。運営は従来通り、文芸研究会が担当している。

2 創立60周年記念事業「部落問題の解決過程に関する研究」についての事業

(1) 共同研究実施の意義

1) 共同研究を実施する意義は、「なお多くの課題を残しているとは言え、封建的身分の残滓である部落問題が基本的に解決したと言い得る段階に達したと考えられ」る今日、部落問題研究所が、創立60周年にあたり、「部落問題の解決を日本国民が達成した歴史的事実として解明し—この事実を生み出した歴史的諸条件を分析し、総括する」ことにある。

2) 研究成果の刊行

『部落問題解決過程の研究』第1巻（歴史篇）

『部落問題解決過程の研究』第2巻（教育・思想文化篇）

『部落問題解決過程の研究』第3巻（現状分析・理論篇、資料篇Ⅰ）

『部落問題解決過程の研究』第4巻（資料篇Ⅱ）

『部落問題解決過程の研究』第5巻（年表篇）

3) 第1巻・第2巻・第3巻に続き、2014年度は第4巻（資料篇Ⅱ）を刊行する。

3 関係資料の収集・保存・整備及び資料紹介に関する事業

(1) 部落問題・人権問題関係資料の収集

歴史、現状、運動、行政、人権、教育、文芸等の分野に関する関係資料の収集を積極的におこなう。

(2) 資料室の整備・充実

第2資料室（閉架式）開設のため、引き続き寄贈図書について整理し、目録作成を進める。視聴覚教材・マイクロフィルム資料の目録を点検・整理する。さらに、所蔵資料のより一層の利用促進をはかる。

(3) 研究図書資料の収集

研究図書資料の収集をおこなう。

(4) 関係資料の紹介

『人権と部落問題』『部落問題研究』『会報』において関係資料の紹介をおこなう。

4 関係図書の編集・刊行に関する事業

(1) 『人権と部落問題』（月刊）を毎月2400部、増刊号2冊をふくめて年14回を編集・刊行する。

(2) 紀要『部落問題研究』（季刊）を各800部、年4回編集・刊行する。このうち、1冊は第51回部落問題研究者全国集会の報告書として編集・刊行する。

(3) 関係図書の編集と刊行

『部落問題解決過程の研究』第4巻（資料篇Ⅱ）他を刊行する。

5 講習会・講演会・研究会の開催及び講師の斡旋に関する事業

(1) 研究会の開催

各分野ごとに研究会を定例的におこなう。

(2) 第52回部落問題研究者全国集会の開催

2014年10月25日（土）・26日（日）の両日、京都市内で開催する。

(3) 『破戒』輪読会の開催

2013年度に続いて、毎月第1日曜日に開催する。

6 目的を同じくする各種機関・団体との連絡・協力

全国各地で活動している研究機関・研究会などと連絡を密にして、研究・調査・学習などの事業について、協力関係を発展させていく。

7 役員会等の開催

(1) 臨時総会

臨時総会を2014年度内に開催する。

(2) 役員会

1) 理事会を定期的に開催し、研究所の事業の運営について審議する。

2) 研究所の業務執行状況、財産状況について、監事による監査をおこなう。

(3) 委員会

編集委員会・研究委員会を定期的に開催し、所管の事項を審議する。

(4) 所内会議

必要に応じて所内会議を開催し、事業の運営について審議する。

8 会員拡大及び募金活動

(1) 会員拡大

会員拡大に積極的に取り組む。

(2) 募金活動

公益社団法人への移行を機とする募金活動を展開する。